

平成20年度家計統計検討会（第2回）議事概要

- 1 日時：平成21年3月18日（水）10:00～12:00
- 2 場所：総務省統計局 6階特別会議室
- 3 出席者：大林座長，美添委員，舟岡委員，永井委員，川津委員
小暮統計調査部長，大貫消費統計課長，佐藤物価統計室長，木村消費統計課調査官
- 4 議題：(1) 家計収支項目分類の見直しについて
(2) 家計統計の個計化への対応について
(3) その他
- 5 配布資料：

資料1	家計調査平成22年収支項目分類改定案について（案）
資料2 - 1	平成16年全国消費実態調査 個人収支簿調査結果の概要
資料2 - 2	公的統計の整備に関する基本的な計画に沿った家計統計の施策について
資料3	家計消費状況調査の調査事項等の変更について
参考	家計統計検討会（平成20年度第1回）議事要旨

議題1「家計収支項目分類の見直しについて」

資料1「家計調査 平成22年収支項目分類改定案について（案）」について、事務局から説明した。改定案の内容についての意見等がされたが、改定案の基本的な方向性に問題は無いとされた。主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 収支項目分類は、5年周期での改定を基本としつつ、中間年の見直しも可能とする原則もあるが、過去に中間年の見直しを実施したことはあるか。

平成14年、19年に見直しを実施している。改定の規模は最小限のものとなるが、今後も、必要に応じて見直しを実施したいと考えている。

- ・ 分割と統合の考え方として、品目数を増減させていないことは、記入上、分類上の効率性という意味で妥当な結論と思える。
- ・ いわゆる「第3のビール」について、「発泡酒・ビール風アルコール飲料」に分類することであるが、家計簿の記入者が、その種類の違いを簡単に判断できるだろうか。

現在でも、家計簿の記入例で「ビール」、「発泡酒」、「ビール風アルコール飲料」を区別するよう調査世帯に示している。また、商品名が家計簿に書かれていることもあり、その場合は、商品名から分類することができる。とはいえ、「発泡酒」と「ビール風アルコール飲料」との区別は、記入者にとっても判断しにくいと思われるため、今回の改正案では、この2つを統合したところである。

- ・ 「ゴルフプレイ代」は、ゴルフ会員権の有無、平日か休日かの利用日の違い等で、プレイ代が大きく異なる。仮に集計結果上で消費支出額が減少した場合、定年退職を迎えた愛好者が、平日利用にシフトした等の要因も考えられるので、単にプレイ人口の減少と誤解されないよう、注意を要する。

集計結果にある「購入頻度」と併せて分析をすれば、利用者の選好の状況も判断できる。

- ・ 「テレビゲーム」から分割する「ゲームソフト」については、ダウンロードによる購入も含まれるのか。同じようにソフトといえる音楽のダウンロードはどう分類するか。

含まれる。なお、音楽のダウンロードは「他の教養娯楽サービスのその他」に入る。

- ・ 将来的には、音楽、映像、ゲームで区分することなく、ソフトのダウンロード代金として一括した分類にするほうが時代の流れに合っていると思う。
- ・ 収支項目分類の符号の付け方について、大分類と詳細項目とで符号に対応関係がない等のことから、ユーザーがEXCEL等で結果データを加工する際に支障となる場合がある。

現状では、符号の付け方の統一性に欠ける部分もあるが、集計上の必要性等によるものである。集計で用いる符号をそのまま公表資料に掲載してきたが、公表用に符号を付け直すことも一案となる。

議題2「家計統計の個計化への対応について」

資料2 - 1「平成16年全国消費実態調査 個人収支簿調査結果の概要」及び資料2 - 2「公的統計の整備に関する基本的な計画に沿った家計統計の施策について」について、事務局から説明した。家計統計において個計化の状況をどのように捉えるべきか等の意見等があり、現状の家計統計で捉えきれない部分を整理し、個計化関連の統計を提供する立場から何ができるかを検討するよう助言を得た。主な意見等は、以下のとおり。

- ・ 個人収支簿調査の目的としては、家計に繰り入れられない個人収入と、そこからの支出を捉えること。CPI等で家計調査を利用するために、こづかい(使途不明金)の内訳も正確に捉えることの2点が挙げられる。この目的の違いを踏まえて、これらに適う調査方法を考えてはどうか。は、インターネット調査等により、家計に繰り入れられない部分を大まかに捉えるだけでも家計収支を総額として捉える上で有効な手段となる。は、平成16年の個人収支簿調査を延長する形態として、実施方法を工夫していけばよいと考える。
- ・ 家計に繰り入れられない個人収支を捉えるための調査は、世帯員すべての収支の回答が得られるならば良い。しかし、回答者が、家計全体の収入、他の世帯員の行動までも把握しているかは不明である。特定の個人に対する調査となれば、家計簿の情報に加えて良いか判断できない。
- ・ 例えば、夫婦で使用するものを夫婦どちらか一方が購入した場合は、個人の支出とするのか、世帯の支出とするのか、その定義が明確でなければ、個人単位での調査を実施しても、正確な分析ができないと思われる。
- ・ インターネット調査は、年齢、世帯人員数、有業人員数等の世帯の属性ごとに捉えれば、家計調査の結果の補正に利用できるであろう。個人収支簿調査のように1,000程度のサンプルによる調査結果を補正材料とするには危険がある。50,000程度のサンプルでインターネット調査を実施したほうが多くの情報が得られると考える。
- ・ 個計化で捉えるべきものは、収入から支出へのお金の流れであり、誰のために支出しているかは、あまり考えなくて良い。
- ・ 平成16年個人収支簿調査は、サンプルは少ないながら、一般にいわれる傾向と近い結果である。いわゆるパラサイトと呼ばれる「他の世帯員のうち30歳未満」では、男女とも家計への繰り入れが極端に少ない結果となっており、サンプルの偏りの影響とみられる。
- ・ 個計化の検討については、その考え方から、調査手法、調査項目の見直し等が課題となるが、今後の検討に当たっては、まず論点を整理する必要がある。

議題3「その他」

資料3「家計消費状況調査の調査事項等の変更について」、本会の第1回会合での意見等を踏まえて改めた事項について、事務局から報告した。主な意見等は以下のとおり。

- ・ 「2.地上デジタル放送・BSデジタル放送の視聴状況について」の各設問では、アナログ、デジタル放送の違いについて、受信契約のことなのか、保有機器か、視聴状況か、記入者に混乱を招きやすいと思われる。記入のしかた等での説明を工夫するべき。